

平成30年9月11日 第6回林務部改革推進委員会【資料1】

大北森林組合補助金不適正受給事案等 にかかるとる取組状況

長野県林務部

大北森林組合等の補助金返還の状況

- 不適正受給のうち時効等により返還請求できないものを除く全ての返還請求が完了。
- 事業者からの返還については、大北森林組合とひふみ林業(有)を除く全ての事業者で完了。

地区	事業者	不適正受給額 (①)	時効等により 請求できないもの (②)	返還請求可能額 (③=①-②)	請求済 (④)	返還済額 (⑤)
北 安 曇 管 内	大北森林組合	1,452,192,499円	536,960,761円	915,231,738円	915,231,738円	14,725,000円 H33.7月末まで履行期限延長
	ひふみ林業	65,732,286円	50,679,700円	15,052,586円	15,052,586円	231,486円
	その他	39,441,657円	37,924,407円	1,517,250円	1,517,250円	1,517,250円
北 安 曇 以 外	佐久森林組合	16,592,158円	1,825,538円	14,766,620円	14,766,620円	14,766,620円
	松本広域森林組合	18,602,100円	—	18,602,100円	18,602,100円	18,602,100円
合 計		1,592,560,700円	627,390,406円	965,170,294円	965,170,294円	49,842,456円

※その他は、企業組合山仕事創造舎、二重向地区森林整備協議会、白馬切久保地区森林整備協議会。

※金額は、県の支出額(国庫補助額及び県費相当額)※市町村を通じた間接補助については、最終受領者に計上。

※不適正受給額と返還請求額の差は、時効のほか、県の誤った指導(大北ルールに基づく不用萌芽除去)に基づくため返還請求できないもの。

※返還済額は、平成30年6月30日現在で、加算金を含まない。

※市町村を通じた間接補助については、県まで返還された額。

※上記のほか、国庫返還の対象になった額として県の指導監督費8,216,735円がある。

大北森林組合の事業経営計画等の取組状況

- 県は、平成29年3月、組合が策定した事業経営計画及び返還期間を33年とした補助金等返還計画を概ね妥当と判断し、補助金返還債務に係る履行期限を平成33年7月末まで延長した。
- 組合の事業経営計画の着実な取組や補助金返還の履行について、県は、理事会へのオブザーバー参加など、毎月、モニタリングを行うとともに、毎年6月末と12月末までに進捗状況の報告を求める等、厳格な進捗管理、指導を行っている。

項目	指導に対する主な取組状況
1 補助金不適正受給期間中の役員の責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・組合は元専務理事が平成29年12月、約2億1,500万円の損害賠償請求全額を認めたこと等により、訴訟上の和解をし、今後、賠償金の回収に努めることとしている。 ・元組合長には、損害賠償として6年分の報酬額を超える金額の支払いを求め交渉中 ・元非常勤役員(25人)には、理事4年分・監事2年分の報酬の返納を求め、返納者にはこれ以上の責任を求めないことを平成30年5月の総代会で議決済み。(返納済6名)
2 徹底した管理費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度も非常勤役員の報酬は支給しない方向で調整予定(平成26年度～)。 ・職員賞与は支給しない(平成27年度～)。
3 増資等による経営基盤の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年5月末までに役員が率先して100万円の増資を行うことを目標としていたが、前倒しして平成30年2月末までに100万円を超える増資を行った。 ・組合員への一人1万円を目標とする増資計画を平成30年5月の通常総代会で説明した。
4 再発防止策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公認会計士の立合いと助言のもと、下半期決算監査実施(4月) ・役員が地域振興局主催の実務者研修会に参加するとともに、林業専用道の視察を実施し、事業進捗状況を理事会で説明するなど、理事会の体制を強化 ・専務理事ほか事業担当職員全員が集まり、森林整備事業の進捗状況等の業務の執行状況を点検(毎月1回)

大北森林組合の平成30年度の事業について

事業区分		H29実績	H30予定	伸び率 (%)	備考	
1 指導	総代会・地区懇談会等	総代会1回	総代会1回	—		
2 販売	素材の受託販売	1,125 m ³	3,350 m ³	298		
	きのこ原木販売	24 m ³	24 m ³	100		
	薪販売	2,051 束	2,500 束	122		
	支障木整理の実施	97 件	97 件	100		
3 加工	製材加工、チップ等販売	463 m ³	463 m ³	100		
4 森林整備	森林整備	受託・請負	146 ha	306 ha	210	
	利 用	土木・造園	51 件	57 件	112	
		松くい虫被害木処理	932 m ³	1,000 m ³	107	
	購 買	苗木、種駒等の販売	20,100 千円	27,200 千円	135	
金 融	改善資金の貸付事務	1 件	2 件	200		

【今後の取組】

- 森林整備の実施に向け、地区懇談会の開催、森林所有者の同意取得、森林経営計画の作成を進め、計画的に森林整備事業を実施する。
- 請負事業は、秋事業(除間伐等)の入札参加により事業量を確保する。
- 薪販売は、冬季の需要期に向け森林所有者と需要者双方への働きかけを行い事業量を確保する。
- 購買事業は、地区懇談会の開催やHP・広報誌等を通じて販売を拡大する。

大北森林組合の再生に向けた県の指導・支援について

【支援の方針】

事業経営計画及び補助金返還計画が着実に実行されるよう、当面、集中改革期間(H29～H32)中は、北アルプス地域振興局と連携し、組合の経営の建直し、健全化に向けて重点的な支援・指導を実施する。

【指導】

○ 常例検査の実施

- ・ 7月11日～12日、森林組合法に基づく組合の常例検査を公認会計士と実施

○ 進捗管理による厳正な指導

- ・ 組合からの6月末の定期報告を受け、報告内容の確認を行い、進捗状況に応じた指導を実施
- ・ 総代会、理事会等へ参加、助言指導

【支援】

○ 人材等に関する支援

- ・ 森林整備等の補助制度を理解し、一定レベルの林業技術を身に付け、森林整備を実践できる人材を育成する「森林整備実務者研修」を開催(H30 4回開催予定)
- ・ 職員の不足を解消するため、県森連と連携し、人的支援に向けた調整等

○ 森林整備に向けた条件整備の支援

- ・ 整備が必要な森林の選定、森林調査等、森林経営計画の作成を支援
- ・ 地区懇談会等において、組合員や森林所有者に対して各種制度や林業技術に関する助言指導

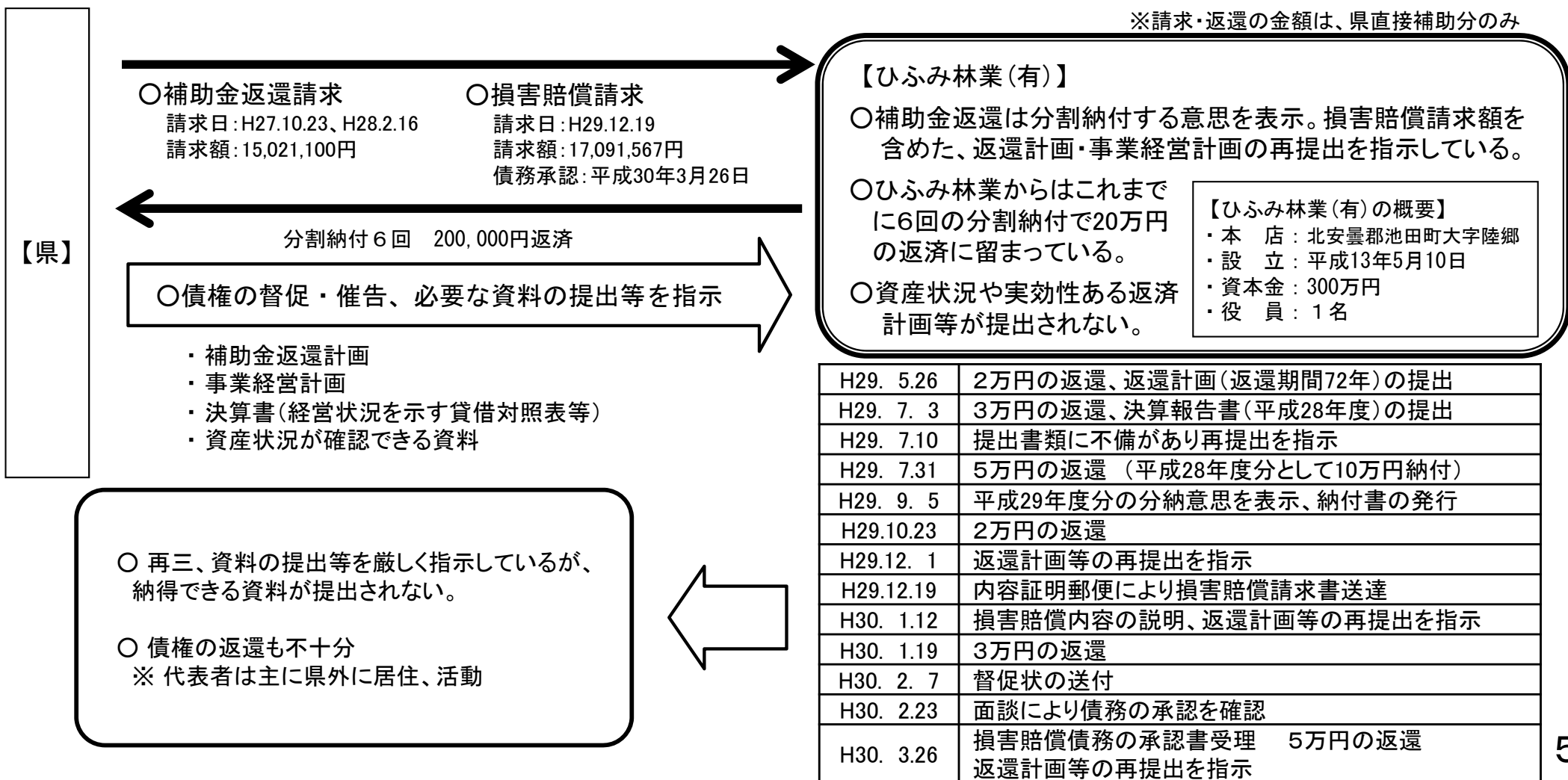
○ その他

- ・ 広葉樹の活用のため広葉樹資源調査、市場関係者との現地検討による有利販売等支援
- ・ 松くい虫被害対策のための樹種転換実施に向け、市町村との調整、計画策定等支援
- ・ 組合が設置した「大北森林組合再生本部会議」での新たな事業提案等助言指導

ひふみ林業（有）への対応状況

- 平成27年10月23日及び平成28年2月16日、県はひふみ林業（有）に対し、1,502万円余の補助金返還請求
- 平成29年12月19日、県はひふみ林業（有）に対し、1,700万円余の損害賠償請求
- ひふみ林業（有）は、補助金返還は分割納付する意思を表示。損害賠償請求についても債務を承認
- 県から代表者に対し、再三にわたり、今後の返還計画・事業経営計画や法人の経営状況・資産状況に係る資料の提出を指示しているが、これまでに納得できる資料は提出されず、返還も一部に留まっている状況 ※ 金額については県直接補助分

※請求・返還の金額は、県直接補助分のみ



関係者に対する損害賠償請求

- 平成29年8月23日の「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会」報告を踏まえ、平成29年9月12日に「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定め対応している。

大北森林組合

- ・平成30年6月11日に損害賠償請求を行なった。(平成30年8月2日督促)

請求内容	時効の相違分	加算金相当分	計
請求額	61,015,800円	6,471,248円	67,487,048円

- ・大北森林組合は、平成30年7月26日の臨時総代会で「組合としては素直に受け入れることはできない」として、減額を求めていく等とした方針を決定。

元専務理事

- ・平成29年12月19日に損害賠償請求を行なった。

ひふみ林業(有)

請求先	時効の相違分	加算金相当分	計
元専務理事	45,504,300円	84,340,308円	129,844,608円
ひふみ林業	16,921,500円	170,067円	17,091,567円

※ ひふみ林業は、平成30年3月26日に債務承認書を提出

関係者に対する損害賠償請求

- 平成29年8月23日の「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会」報告を踏まえ、平成29年9月12日に「大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針」を定め対応している。

県職員

- ・平成30年2月19日に監査委員から大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る職員の賠償責任の有無、賠償額等について、監査の結果に関する報告が知事及び議長に提出された。

【監査結果(要旨)】

- ・監査対象職員11名には、いずれも県に対する賠償責任があると判断
- ・賠償額は、各職員の責任割合に応じ、また、信義則による賠償請求の制限も勘案し、3,387円～1,043,528円(これに遅延損害金(年5分)を付加)とすることが相当

- ・賠償責任があると判断された県職員11名全員から、賠償額は納入済み

大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る寄付の申し出

- 県職員有志が呼びかけを行っていた寄付の申し出が平成30年2月16日及び3月30日にあった。
- 賛同者126名から844万328円の寄付金が県へ納入された。

【寄付申し出(要旨)】

大北森林組合等での補助金不適正受給事案を受け、県民の皆様に反省の意を表すとともに、与えた多大な負担をいくらかでも補てんすることにより、県行政への信頼回復に向けた契機とするため、責任のある立場の職員を中心に寄付の呼びかけを行ったところ、趣旨に賛同いただいた関係者より以下のとおり、寄付金が集まった。

・寄付総額 849万円

(振込手数料等4万9,672円を差し引いた 844万328円を寄付)

・賛同者 126名

林務部コンプライアンス行動計画の取組状況

- 平成30年4月25日、「平成30年度版林務部コンプライアンス推進行動計画」を決定【資料1-2】
- 平成30年度版行動計画は、林務部改革推進委員会や林務部改革プロジェクトチームからの意見や提案等を踏まえ作成
- 委員会やプロジェクトチームの意見等を踏まえ、行動計画の取組を「必須」と「選択」に分け、「選択」については、各所属に合った取組を選択するなど創意工夫して取り組む。

「県民起点」の意識改革

○コンプライアンス意識の定着・向上

- ・新たに林務部に配属された職員に対して大北事案や行動計画に関する研修を実施（H30. 6. 8 38名）
- ・林務部コンプライアンス推進行動計画を基にワークショップを開催
- ・初任者研修等で組織的に目標を共有

○職員のモチベーション向上

- ・林務部改革プロジェクトチームによる行動計画の見直し提案に向けた取組を開始

H30.8.9第1回林務部改革PJ会議



○広報・情報発信の充実

- ・フェイスブックのアカウントを取得し、情報発信を開始（H30. 5～）
<https://www.facebook.com/naganokenrinmubu1/>
- ・ツイッターによる情報発信も開始（H30. 5～）
https://twitter.com/mori_nagano
（フォロワー数1,298人）

林務部フェイスブック



しごと改革（しごとの質と生産性の向上）

○職員の能力向上

- ・県下各地で市町村等の担当者も含め、担当者会議や各種研修等を実施
- ・業務や所属にとらわれない自由な技術研鑽の場「林務部オープンミーティング」の開催

H30. 5. 31、7. 3（北信、長野）
北信治山塾
（治山技術の交流・研鑽・共有）



風通しのよい対話にあふれた組織づくり

○コミュニケーションの活性化

- ・林務部 部課室長が現地機関を訪問し、職員と対話することにより、直接課題を把握。（H30. 8. 21～）

意見交換の状況



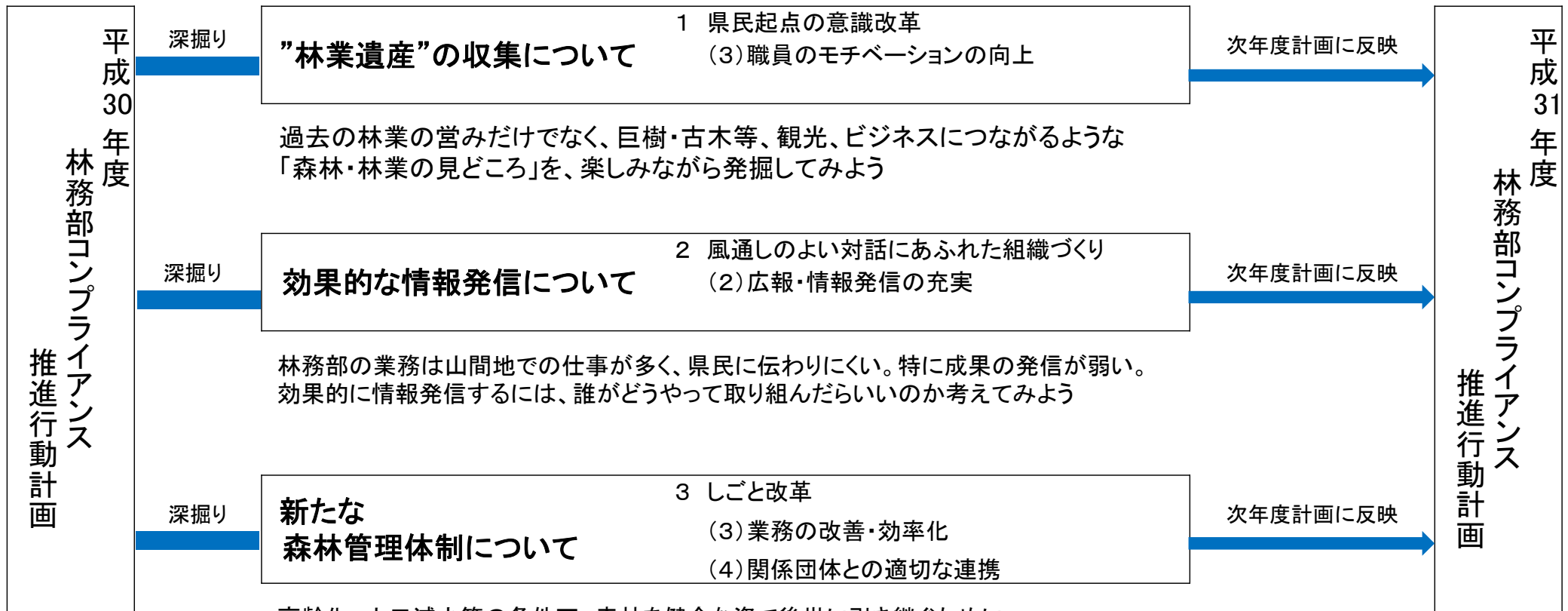
○市町村・森林組合等関係団体との適切な連携

- ・平成31年度からの国の森林環境譲与税（仮称）に対応するためのワーキンググループを開催（H30. 8末までに3回開催）

林務部改革プロジェクトチームの取組状況

- 林務部改革プロジェクトチームは、意欲ある林務部若手職員による主体的な取組みとして、平成29年度より取組を開始
- 平成30年度は、公募のあった9名のメンバーにより取組を開始したところ。
- 平成29年度同様、コンプライアンス推進行動計画の見直し等についての議論等を行う。

平成30年度の林務部改革プロジェクトチームでは、以下の3つの項目を深掘り課題として設定し、次年度の計画に反映



高齢化、人口減少等の条件下、森林を健全な姿で後世に引き継ぐために、「誰がどうやって」森林を管理するのがよいのか、自由に幅広く考えて未来を語ろう

林務部コンプライアンス推進行動計画の取組状況

ワークショップの開催と星取表の作成

- 平成29年度林務部改革プロジェクトチームからの提案を受けて、職員自らが取り組むための仕組みづくりとして、林務部コンプライアンス推進行動計画を基にワークショップを開催。
- 自分たちに合った具体的な行動計画の取組を自分たちで選択し、星取表を作成し、進捗管理を行う。

森林政策課星取表(抜粋)

項目番号	行動計画の項目	実施事項	担当者職氏名(正・副)	実施期限	実施状況	備考
①	各所属コンプライアンス推進担当の指名	総務係長を推進担当に指名	[正]総務係長 [副]担当係長	通年	実施中	指名済み
②	林務部コンプライアンス推進本部の設置	推進本部を設置、本部会議を開催	[正]主査 [副]企画係長	通年	実施中	H30.4.25に本部会議を開催
③	林務部改革推進委員会による取組の指導・助言	外部有識者による委員会を開催	[正]主査 [副]企画係長	通年	実施中	H30.5.25に委員委嘱 H30.9.11に委員会開催
④	林務部改革プロジェクトチームによる民間企業訪問研修、行動計画の見直し提案等	民間企業訪問研修、会議の開催	[正]主査 [副]企画係長	通年	実施中	H30.5月中にメンバー募集 H30.6月メンバー決定 H30.8.9に第1回会議を開催
⑤	長野県行政経営理念、長野県行政経営方針の理解・定着	課内の方針を掲示	[正]総務係長 [副]担当係長	通年	実施中	
⑥	新たに林務部に配属された職員に対する大北森林組合等不適正受給事案や行動計画等に関する研修の実施	研修会の開催	[正]主査 [副]企画係長	6月	実施中	H30.6月8日に開催

林務部 部課室長による現地機関訪問時の主な意見

- 実施状況
 - ・ 平成30年8月21日より開始した、現地機関との意見交換はこれまで10機関で実施（現地機関からの要望により、昨年度より早い時期で実施）
 - ・ 現地機関の長をはじめとする職員が参加し、概ね2時間の意見交換を行なった。
- 現地機関からの主な意見
 - ・ 平成31年度から新たな森林管理システムが始まるため、市町村との連携・協力がさらに必要となる。
 - ・ 県、市町村とも職員が減ることが予測される中で、どのように林業技術を継承していくか不安がある。
 - ・ 係内や課内で相談できる環境にはあるが、研修等を通じたレベルアップできる体制づくりが必要である。
 - ・ 部課室長が、現地機関を訪問し、直接意見を聞くことは貴重な機会と考える。
 - ・ 現地機関の訪問にあたっては、課長、係長クラスと若手職員とにわけて実施してもらえると、若手職員も意見が言えやすいと思われる。



→ 現地機関からの意見を部内で共有し、今後の施策、コンプライアンス推進行動計画に反映